



2026年1月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 熊 谷 組
代表者名 取締役社長 上 田 真
(コード: 1861 東証プライム)
問 合 せ 先 経 営 戰 略 本 部
経 営 企 画 部 野 坂 千 博
IR グループ部長
(TEL. 03-3235-2496)

株式の売出しに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社普通株式の売出しを行うことについて、下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

当社は、2017年11月9日付の「住友林業株式会社と株式会社熊谷組の業務・資本提携に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、住友林業株式会社と業務・資本提携（以下「本提携」といいます。）に関する契約を締結し、以来、当社と住友林業株式会社は、本提携を通じて技術・ノウハウの共有や新市場の開拓、付加価値の高い技術開発に取り組み、着実に成果を積み重ねてきました。

一方で、資本効率を高め株主価値をさらに向上させるため、今般相互に保有している株式の一部を売却し、両社の資本関係を最適化することといたしました。保有株式数に対して両社対等に同じ割合で売却することになり、株式売出しの実施を決議いたしました。

なお、住友林業株式会社による当社株式売却後も、住友林業株式会社は引き続き、当社のその他の関係会社となる見込みです。

詳細につきましては、本日公表の「住友林業株式会社と株式会社熊谷組の株式持分比率の変更について」をご参照ください。

また当社は、本日開催の取締役会において、300万株及び35億円をそれぞれ上限とする自己株式取得を実施することを決議いたしました。自己株式取得の詳細につきましては、本日公表の「自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ」をご参照ください。

記

1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- (1) 売 出 株 式 の 当社普通株式 9,976,900 株
- 種 類 及 び 数
- (2) 売 出 人 住友林業株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、2026年1月19日（月）から2026年1月22日（木）

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

		までの間のいずれかの日（以下、「売出価格等決定日」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とし、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。）
(4)	売 出 方 法	売出しとし、大和証券株式会社（以下、「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
		売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。
(5)	申 込 期 間	売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の 2 営業日後の日まで。
(6)	受 渡 期 日	売出価格等決定日の 5 営業日後の日
(7)	申 込 証 拠 金	1 株につき売出価格と同一の金額とする。
(8)	申 込 株 数 単 位	100 株
(9)	売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長又は取締役社長が委任する者に一任する。	
(10)	引受人の買取引受けによる売出しについては、2026 年 1 月 8 日（木）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。	

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. を参照のこと。）

(1)	売 出 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 1,496,500 株 なお、上記の売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合がある。最終の売出株式数は、需要状況等を勘案した上で売出価格等決定日に決定する。
(2)	売 出 人	大和証券株式会社
(3)	売 出 價 格	未定（売出価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一の金額とする。）
(4)	売 出 方 法	引受人の買取引受けによる売出しの需要状況等を勘案し、大和証券株式会社が当社株主より 1,496,500 株を上限として借り入れる当社普通株式について売出しを行う。
(5)	申 込 期 間	引受人の買取引受けによる売出しの申込期間と同一とする。
(6)	受 渡 期 日	引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日と同一とする。
(7)	申 込 証 拠 金	1 株につき売出価格と同一の金額とする。
(8)	申 込 株 数 単 位	100 株
(9)	売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の承認については、取締役社長又は取締役社長が委任する者に一任する。	
(10)	オーバーアロットメントによる売出しについては、2026 年 1 月 8 日（木）に金融商品取引法による有価証券通知書を提出している。	

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。
この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 当社株式の売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、1,496,500 株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借入れる当社普通株式（以下、「貸借株式」という。）の売出しがあります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出を行った株式数を上限として、追加的に当社普通株式を取得する権利（以下、「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から 2026 年 2 月 20 日（金）までの間を行使期間として、当社株主より付与されます。

大和証券株式会社は、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下、「申込期間」という。）中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があり、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から 2026 年 2 月 20 日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出を行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出を行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出を行った株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、グリーンシューオプションの行使を行います。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である住友林業株式会社は、大和証券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受けによる売出しの受渡期日から起算して 180 日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換される証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等（ただし、株式分割又は株式無償割当てに伴う当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

以上

ご注意：この文書は、当社株式の売出しに関する一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出自論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

この文書は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。当社は当社株式について、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録をしておらず、また、登録を行うことを予定しておりません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外規定に従う場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。